

水銀に関する水俣条約 ～今後の見通しについて～

SEIWA 皇和電機株式会社

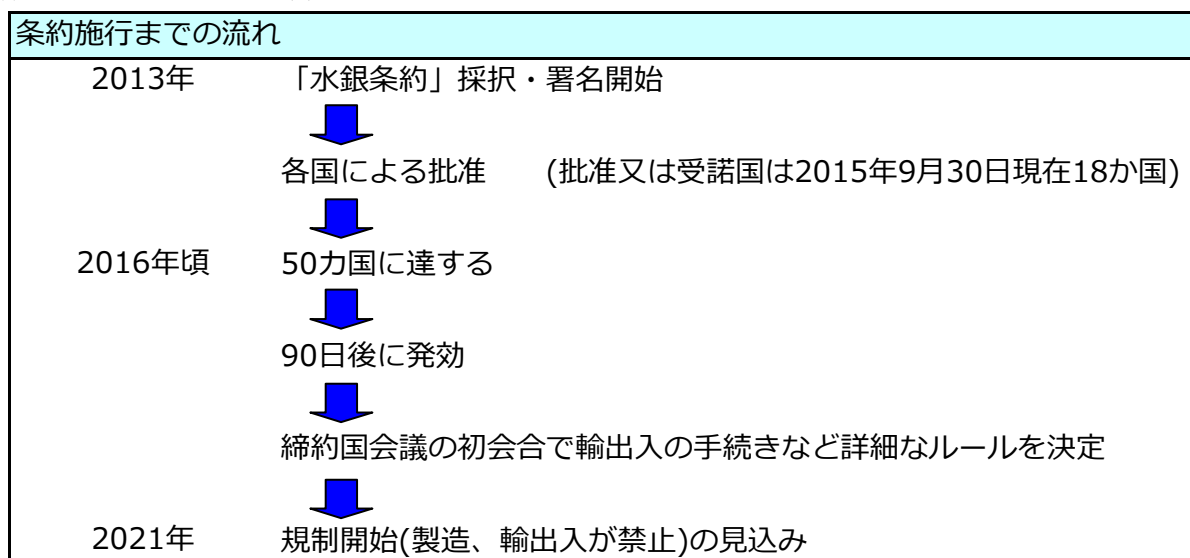
「水銀に関する水俣条約」が採択されました。2021年から規制が始まる見込みです。

2013年10月10日、水銀による汚染防止を目指した「水銀に関する水俣条約」(以下、水銀条約)が、国連環境計画(UNEP)の外交会議で採択・署名されました。この条約により、水銀を使った製品の製造や輸出入が2021年に原則禁止される見込みです。

2021年から水銀を使った製品の製造・輸出・輸入が禁止になります。

「水銀条約」は、水銀や水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約で、2013年10月10日に熊本県熊本市で採択・署名されました。この条約は、先進国と途上国が協力して水銀の供給や使用、排出、廃棄などの各段階で、総合的な対策に取り組むことにより水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模での水銀汚染の防止を目指すものです。

具体的には、水銀を使った製品の製造や輸出入が2021年に原則禁止という内容が盛り込まれています。本条約の発効は、50カ国が批准してから90日後となるため、世界の主な水銀排出国・利用国の参加を確保し発効できるのは2016年頃と予想されています。



水銀条約による規制の内容

水銀添加製品(電池、スイッチ・リレー、一般照明用の蛍光灯、高圧水銀ランプ、温度計等計測機器 [体温計、血圧計を含む])が規制対象となります。

現時点における国内市販ランプへの影響について

① 一般照明用^(※1)の高圧水銀ランプを除き、現在市販されている蛍光灯やHID ランプ^(※2)などの水銀使用ランプについては、すでに水銀含有量の基準をクリアするなど、規制対象の製品は存在しませんので、製造、輸出又は輸入禁止の規制を受けることはありません^(※3)。

② 一般照明用の高圧水銀ランプにつきましては水銀含有量に関係なく、2021年以降、製造、輸出又は輸入が禁止となりますので、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ、LED照明などへの計画的な切り替えが必要です。

(※1)「第二次答申」の中で「一般照明用」とは「照度を確保するためのものであって、高演色用及び低温用その他特殊の用途にのみ用いられるもの以外のものをいう。」と定義されています。

(※2)HID ランプとは高圧水銀ランプ、メタルハライドランプ及び高圧ナトリウムランプの総称です。

(※3)日本照明工業会員の製造販売するランプが対象で、会員外については把握していません。

現時点における国内市販ランプへの影響について

一般照明用の高圧水銀ランプにつきましては、水銀封入量に関係なく、2021年以降、製造、輸出又は輸入が禁止となりますので、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ、LED照明などへの計画的な切替が必要となってきます。

上記、一般照明用の水銀ランプ以外の現在市販されている蛍光灯やHID(メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ等)については、すでに水銀含有量の基準をクリアするなど、規制対象の製品は存在しませんので、製造、輸出、輸入の禁止の規制を受けることはありません。これらの背景から前倒しで2018年より、規制が開始される見込みとなっています。

規制のポイント(まとめ)	
①	高圧水銀ランプは含有量に関係なく、全て規制の対象となります。 2021年以降の製造・輸出・輸入が禁止となります。 販売や使用自体は禁止となりません 規制されるのは製造、輸出、輸入です。2021年以降も水銀を使った製品の販売は可能ですので、 現在ご使用いただいているランプは2021年以降もそのままご使用いただけます。
②	その他HID(メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ等)、紫外線ランプ等の特殊用途ランプは規制の対象外となります。 また蛍光灯、冷陰極ランプ等も規制の対象となりますが、水銀含有量が定められており、日本照明工業会員の製造販売するランプは、 全て規制の対象値以下 となっております。 このため2021年以降も製造・輸出・輸入・販売することができます。

条約発効後の罰則等について

条約に基づく義務を履行するとともに、個別対策の実効性を確保するため、報告徴収・立入検査・勧告などの措置や罰則の導入が検討される見込みです。→締約国会議の初会合にて検討されます。

語句の定義：
採択：ある会議の全体意見をまとめて結論付けたものです。つまり、この会合の出席者は全体意見としてこのように考えている。という意思表示です。
締結：国の代表者が署名し、条約の内容に拘束される意思を表明する行為です。
批准：国家が条約に正式に拘束されることへの同意を表明する方法の一つであり、条約に締結するための手続きのことです。
発効：条約の内容が実際に行使されることです(効力の発生)。条約には「発効要件として、例えば50カ国以上の批准が必要」などの条件項目があります。

各公的機関からの案内

<一般社団法人 日本照明工業会>

「水銀に関する水俣条約」の国内担保状況について ～正しく理解していただくために～(PDF)

http://www.jlma.or.jp/anzen/suigin/docs/suiginMinamatajouyaku_kokunai150915.pdf

<環境省>

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について(合同会合第二次報告書(案))」に関する意見募集(パブリックコメント)の結果及び環境大臣への答申について(お知らせ)

<http://www.env.go.jp/press/101326.html>

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等」に関する意見募集(パブリックコメント)について

<http://www.env.go.jp/press/101400.html>

<経産省>

水銀に関する水俣条約

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html

以上